

事例番号:370039

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第七部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 34 週 2 日

20:20 切迫早産のため A 医療機関へ入院

胎児心拍数陣痛図でサイツィタルパ<sup>®</sup>ターンを認め、1 週間以上前から胎動減少の自覚あり

22:17 胎児母体間輸血症候群の疑いで搬送元分娩機関へ母体搬送され入院

妊娠 34 週 3 日

0:40 胎児母体間輸血症候群疑いのため当該分娩機関へ母体搬送され入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 34 週 3 日

2:44 胎児機能不全のため帝王切開により児娩出

分娩当日 血液検査で胎児ヘモグロビン 1.3%、AFP 7708.0ng/mL

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:34 週 3 日

(2) 出生時体重:2200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.94、BE -15.4mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分2点、生後5分5点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:出生当日 早産児、新生児仮死、重症貧血、胎児母体間輸血症候群
- (7) 頭部画像所見:
  - 生後21日 頭部MRIで嚢胞性脳室周囲白質軟化症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### 〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
  - 医師:産科医1名
  - 看護スタッフ:助産師1名

### 〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
  - 医師:産科医3名、小児科医1名、麻酔科医1名
  - 看護スタッフ:助産師1名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児母体間輸血症候群による胎児の重症貧血によって循環障害をきたし、脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。
- (2) 胎児母体間輸血症候群の原因は不明である。
- (3) 胎児母体間輸血症候群の発症時期は、妊娠34週2日の妊婦健診の1週間以上前であると考ええる。
- (4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性がPVL発症の背景因子であると考ええる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

## 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 34 週 2 日、妊婦健診のため A 医療機関を受診した際に切迫早産と診断し入院管理としたこと、入院時の対応(超音波断層法実施、分娩監視装置装着、パルスドプラ測定、血液検査)および胎児貧血・母児間輸血症候群の疑いと判断して搬送元分娩機関へ母体搬送したことは、いずれも一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関における入院時の対応(パルスドプラ測定、分娩監視装置装着、超音波断層法実施、血液検査)、および胎児母体間輸血症候群疑いのため当該分娩機関へ母体搬送したことは、いずれも一般的である。
- (3) 妊娠 34 週 3 日の当該分娩機関における搬送受け入れ時の対応(パルスドプラ測定、血液検査、超音波断層法実施、分娩監視装置装着)、および胎児機能不全と判断し帝王切開決定を決定したことは、いずれも一般的である。
- (4) 胎児貧血を疑い、妊産婦の血液検査(AFP、胎児ヘモグロビン)を実施したことは適確である。
- (5) 帝王切開決定から 1 時間 44 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
  - (1) 搬送元分娩機関  
なし。
  - (2) 当該分娩機関  
なし。
- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項
  - (1) 搬送元分娩機関  
なし。

(2) 当該分娩機関

なし

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 胎児母体間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。

イ. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。